

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清養会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける報酬及び退職慰労金をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 週平均4日以上業務にあたる常勤役員等については、報酬、退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額。ただし、在任期間が2年以上の役員でありかつ退職時より遡って過去二年間における平均勤務実態日数が1年間の平均で150日を超える場合に限り支給できる。
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等

の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日に支給する。）
  - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後6か月以内
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用弁償）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 計算金額に1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

（公表）

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 一部改正にて平成27年 9月 1日から施行する。
- 3 一部改正にて平成29年 6月12日から施行する。

### 別表第1（常勤役員等の報酬）

| 役職名    | 報酬上限額        |
|--------|--------------|
| 理事長    | 月額 400,000 円 |
| その他役員等 | 月額 300,000 円 |

### 別表第2（常勤役員等の退職金算定式）

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在職年数} \times 1.5$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。なお、計算金額に1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てる。

### 別表第3（非常勤役員等の報酬）

|                    | 日額       |
|--------------------|----------|
| 理事会・評議員会への出席       | 10,000 円 |
| 監事監査への出席           | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |